

## 佐賀県「自発の地域創生プロジェクト」実施要綱

### (趣旨)

第1条 本要綱は、“自発の地域づくり佐賀”の実現に向け、佐賀県が取り組む「自発の地域創生プロジェクト」を実施するために必要な事項を定めるものである。

### (事業目的)

第2条 本事業は、県内各地域の様々な実態・実情に応じ、県が市町と連携し、課題意識の共有、ナレッジ（知識、ノウハウ等）習得、人的資源確保、機運の醸成等を図るための支援を行うことで、自発の地域づくりを促進することを目的とする。

### (事業種類・事業内容)

第3条 事業の種類及び内容は、次の各号に掲げるものとする。

#### (1) 地域づくり課題発見・検証事業

地域課題や課題解決に向けた方向性が明確になっていない地域において、地域住民と県から派遣する支援チーム（地域づくりの専門家、市町職員、県職員）でフィールドワークを実施し、地域課題の共有や地域の強み・資源等の再発見を行う。

また、これまで地域づくりに取り組んできた地域において、地域住民と支援チームでフィールドワークを実施し、取組の検証作業等を行う。

#### (2) 手をつなごう（域学連携地域づくり）プロジェクト

自主的で新たな地域づくりの動きにつなげていくため、地域住民と地域外の新たな視点を持つ大学でフィールドワークを実施し、地域課題の共有や地域の強み・資源等の再発見を行う。県は地域と大学とをマッチングし、市町はフィールドワーク実施に必要な各種調整を行う。

#### (3) 地域づくり事業化・高度化支援事業

地域課題や課題解決に向けた方向性は明確であるが、課題解決のための具体的な推進手法が明確になっていない地域において、地域住民と支援チームで、ワークショップ等を重ね、今後、地域が目指す姿に必要な取組の計画づくりを行うとともに、既存事業を磨き上げ、持続可能なものへと転換するために必要な新たな取組についても、同様に計画づくりへの支援を行う。

#### (4) 地域づくりスタートアップ支援事業

「地域づくり事業化・高度化支援事業」により、地域住民が主体となって策定した計画に基づき事業を実施するうえで必要な経費に対する補助を行う。

#### (5) 地域づくり人材育成事業

これからの地域づくりを担う人材を育成し、自発の地域づくりの推進につなげるため、人材育成講座を実施するとともに、県外で実施される研修会等への参加を支援する。

(6) 地域づくりコンシェルジュ事業

地域づくりを専門とする研究者に、コンシェルジュとして、地域課題の洗い出しや市町からの事業化検討等に関する相談があった場合、その方向性や方策について助言を求める。

(7) 地域おこし協力隊員研修・交流会事業

県内で活動している地域おこし協力隊員のスキルアップのための研修等を実施及び県外研修への派遣を支援するとともに、協力隊員同士の交流促進、ネットワーク構築を図ることで、協力隊員の活動環境の向上を図る。

(実施期間)

第4条 平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(事業申請)

第5条 事業の申請を行う市町は次に掲げる申請書等を県に提出しなければならない。

(1) 地域づくり課題発見・検証事業

「自発の地域創生プロジェクト」申請書(様式1)

「自発の地域創生プロジェクト」概要書(課題発見・検証事業)(様式2)

(2) 手をつなごう(域学連携地域づくり)プロジェクト

「自発の地域創生プロジェクト」申請書(様式1)

「自発の地域創生プロジェクト」概要書(域学連携)(様式3)

(3) 地域づくり事業化・高度化支援事業

「自発の地域創生プロジェクト」申請書(様式1)

「自発の地域創生プロジェクト」概要書(事業化・高度化支援事業)(様式4)

(4) 地域づくりスタートアップ支援事業

「地域づくりスタートアップ支援事業」補助金交付申請書(別に定める補助金交付要綱による)

(5) 地域づくり人材育成事業(県主催以外の研修への派遣のみ)

「地域づくり人材育成事業」推薦書(様式5)

「地域づくり人材育成事業」申込書(様式6)

(6) 地域づくりコンシェルジュ事業

「地域づくりコンシェルジュ事業」申込書(様式7)

「地域づくりコンシェルジュ事業」相談票(様式8)

(7) 地域おこし協力隊員研修・交流会事業(県外研修への派遣のみ)

「地域おこし協力隊員研修・交流会事業」推薦書(様式9)

(申請期間)

第6条 前条第1号から第4号及び第6号の事業への申請は随時できるものとする。た

だし、第4号の事業への申請は第3号の事業が完了した後とする。

(実施決定)

第7条 県は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該市町に決定通知を行うものとする。

2 県は、前項の決定を行うにあたり、必要があると認めるときは、市町及び申請内容にかかる関係者に説明を求めることができる。

(経費負担)

第8条 本事業における経費は、予算の範囲内において県が負担をする。

(守秘義務)

第9条 外部人材（地域づくりの専門家、研究者、大学生等）は、本事業により知り得た情報については、公にされている事項を除き、他に漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。